

# 関口文法と語彙意味論的手法との接点

## —コピュラ文の分析を例に—

高橋 亮介

### §1 はじめに

本稿はドイツ語におけるコピュラ文を分析対象とし、日本語を母語とするドイツ語学習者がこの表現形式における不定冠詞の有無を適切に捉える上での指針として、関口存男による意味記述および説明にはどのような点で有用性があるのか、また、どのような点で限界があるのか、という点を論じる。さらに、関口の意味記述におけるさまざまな概念を真に実用性の高い指針へと昇華させるためには、それら概念の認定を可能とさせるような具体的な診断法を援用する必要があるということを指摘し、語彙意味論の知見を踏まえた上で、日本語の知識を活かした形態統語テストを提案する。

以下、2節では本稿が分析対象とするコピュラ文の範囲を明確にし、同表現形式における不定冠詞の有無がドイツ語学習者にとっていかなる点で困難であるのかを示す。3節では、2節で取り上げられた不定冠詞の有無に関する関口の説明を検討し、主な問題を指摘する。その上で、4節においては問題の解決に向けた試みを提示する。最後に5節で結語を述べる。

### §2 コピュラ文と不定冠詞の有無

コピュラ文とは、主語名詞句と述語名詞句とが繫辞と呼ばれる動詞を介して関連付けられた表現形式のことを指し、日本語においては「AはBだ」という表現形式がこれに相当する。(1)はその具体例である。

- (1) a. 彼は外務大臣だ。  
 b. この子は意気地なしだ。  
 c. あの男は共産主義者だ。

一方、ドイツ語におけるコピュラ文は主として動詞 *sein* からなる „Aist B“ という表現形式のことを指す。(2) はその具体例である。(2) の 3 例とも (1) の日本語コピュラ文 3 例と対訳関係にあるという点に注意されたい。

- (2) a. Er ist {Außenminister / ??ein Außenminister}.  
 b. Das Kind ist {ein Feigling / \*Feigling}.  
 c. Der Mann ist {Kommunist / ein Kommunist}.

(1) と (2) の比較から明らかなおり、日本語コピュラ文「AはBだ」をドイツ語コピュラ文 „Aist B“ に対応させた場合、B に相当する名詞が不定冠詞を必要とするかどうかは一様でなく、事例を A が人間に相当する場合に限ったとしても 3 通りの可能性が認められる。一つ目は (2a) のように原則として B が無冠詞の名詞で実現される場合であり、不定冠詞用法は特殊な文脈がない限り自然ではない。二つ目は (2b) のように原則として B が不定冠詞付きの名詞で実現される場合であり、無冠詞用法はほとんど容認されない。三つ目は (2c) のように B が無冠詞名詞としても不定冠詞付きの名詞としても実現される場合であり、いずれの用法も自然なものとして等しく容認される。

こうした複数の可能性がドイツ語コピュラ文において認められる一方、そもそも冠詞を有しない日本語においては類似する形式上の区別が観察されない。そのため、日本語を母語とする学習者にとって (2) に挙げる複数の可能性を的確に把握するのは容易なことではない。この点で、ドイツ語コピュラ文 „Aist B“ の B に相当する述語名詞がいかなる場合に不定冠詞を伴うのか、いかなる場合に無冠詞用法が望ましいのか、というのは大きな問題であり、説明を必要とする。もっとも、コピュラ文の述語名詞に関する冠詞の有無ならびに種類を

決定する原理は単一ではなく、主語名詞の指示対象が人間であるか否か、当該のコピュラ文がどのような意味機能で用いられているか、といった複数の要因の組み合わせによって決定されてくる。そうした複数の可能性すべてを、紙面が限られている本稿において扱うことはできない。この理由から、以下では分析対象とするコピュラ文を „A ist B“ の A が人間に相当する事例に限定する。また、B が修飾語を伴わず名詞 1 語で実現される場合を取り上げるものとし、その名詞が不定冠詞を伴うのか伴わないのかという問題を検討する。

### §3 関口による説明

前節で指摘したドイツ語コピュラ文の述語名詞に関する不定冠詞の有無は、関口の著作において重要な問題の一つとして取り上げられており、詳細な意味記述が与えられている。その概要は (3) に引用するとおりである。

- (3) 国籍なり職業なりを、**„挙げる場合“** には Ich bin Deutscher; Er ist Mathematiker というが、紹介したり評したり形容したりする場合には Ich bin ein Japaner; Er ist ein Mathematiker と云うのである。すなわち、換言すれば、無冠詞の場合は **„挙げられた職業, 国籍“** である。不定冠詞の場合は **„述べられた性質“** または **„下された判定“** である。  
(関口 1961: 489)

要するに、職業や国籍などを挙げる場合には無冠詞用法、性質を描写する場合には不定冠詞用法、というのが関口による説明の骨子である。このうち、無冠詞用法が当てはまる意味カテゴリーは「職業」、「国籍」に限られるだけでなく、他に「宗教」、「思想団体」などが無冠詞用法に関係する。(4) に見るとおり、関口はこれらを一括して「社会組織から生ずる人間の範疇」と呼んでいる。

- (4) Maler, Beamter, Landwirt 等の職業名, Franzose, Amerikaner 等の国籍名, その他宗教, 思想団体 (Christ, Buddhist, Kommunist) 等, とにかく一般に社会組織から生ずる人間の範疇を **„挙げる“** 時にのみ

専ら無冠詞形が採用される [...]。 (関口 1961: 39)

一方、不定冠詞を用いる場合に関する詳細な説明としては、例えば (5) の記述が挙げられる。

- (5) 不定冠詞を用いる場合には、そもそも職業を挙げるのではなく、なにか性質や技能や特徴や性格を述べることになる。たとえば *Er ist ein Dichter* (英: *He is [something of] a poet; He is much of a poet*) は、„かれは詩人的素質がある“、„かれはとても詩人だ“ であって、べつに詩人を職業にしているということではない。*Er ist ein Philosoph* (*He is much of a philosopher; He is a philosopher*) にいたっては、いわゆる „哲学者“ とは直接何の関係もなく、大悟徹底した人間, *stoisch*, 或いは簡単に云って詮らめの好い人間というだけのことにはすぎない。——もともと、„哲人“、„哲学者“ の元意で *ein Philosoph* というものはない。 (関口 1961: 495)

以上に見るとおり、関口による意味記述は、語り口が平易かつ原文の含蓄を巧みに捉えている上に具体的な用例が豊富であり、その点で高く評価することができる。加えて、ほぼ全ての用例に併記されている日本語訳は非母語話者にとって解釈吟味の上で有益な示唆となり得る。実際、(6) の諸例ならびに日本語訳は、国籍や職業を表わし無冠詞用法が基本とされる名詞が不定冠詞を伴った場合にどのような意味合いが加わるのかという点を具体的に示す好例だといえるだろう。

- (6) a. *Ich bin ein Deutscher, und so lang' ich lebe, / Werd' ich den Fluch des Zwiespalts mit mir schleppen.*  
おれはどうせドイツ人だ。生きているかぎり自己分裂の呪いは至る処につけまとうだろう。 (関口 1961: 491)
- b. *Jeder Mann von Genie ist ein Philosoph, aber nicht umgekehrt.*

天才はすべて多少にかかわらず哲学者である、しかしその逆は真に非ず。(関口 1961: 496)

c. Du bist doch ein Taxi-Schofför.

あんたはやっぱり運ちゃんだったのね。(関口 1958: 14)

このように、関口による詳細かつ平易な意味記述は解釈文法として、すなわち、学習者が実際の用例を解釈吟味する上での指針として、優れているといえる。

もっとも、ある記述が解釈面での指針として優れている場合に、その記述が表現面での指針としても優れているということが自動的に保証されるわけではない。解釈面での効用と表現面での効用とは別問題であり、関口の意味記述は、まさしく上で述べたように解釈面においてとりわけその本領を発揮する一方、学習者が自らコピュラ文を用いて何事かを表現する上での直接的な目安としては通用しづらいであろう。というのも、(4) および (5) の意味記述において用いられている諸概念に関しては、それらがいかなる場合に当てはまり、いかなる場合に当てはまらないのか、という点について検証を可能とさせる独立的な認定基準が与えられていないからである。より具体的には、無冠詞用法に関係するとされる「社会組織から生じる人間の範疇」という概念や、不定冠詞用法に関係するとされる「性質を述べる」、「紹介したり評したり形容したりする」という概念に依拠した意味記述は、言語産出上の目安とするには不十分であると考えられる。以下ではこの点について、無冠詞用法の場合と不定冠詞用法の場合とに分けて論じる。

まず、無冠詞用法に関係するとされる「社会組織から生じる人間の範疇」という概念について述べると、この概念は観察から帰納的に導き出された一般化としては妥当であるものの、学習者が任意の名詞をコピュラ文の述語として用いようとする場合に、果たしてその名詞が「社会組織から生じる人間の範疇」に相当するのかどうかを判断するのは決して容易ではない。実際、(7) に列挙する概念のうちから「社会組織から生じる人間の範疇」に該当するものを過不足なく選び出すのは、何らかの補助的な認定基準が与えられない限り、一般的な学習者にとって困難であろう。

- (7) ヒンドゥー教徒, ベジタリアン, 意気地なし, 共産主義者, 伯爵, アル中患者, 天才, 弁護士, 議長, 商売人, 外務大臣, 嘘つき, 大馬鹿者, 愛国者, 富豪, ファン, 医者, 金持ち, パイロット

同様の指摘は、不定冠詞用法に関係するとされる「性質を述べる」、「紹介したり評したり形容したりする」という概念にも当てはまる。実際、(7)に列挙する個々の選択肢がこの概念と整合的であるのかどうかを見極めるのは、そもそも「性質」という概念が明瞭さに欠ける以上、やはり極度に困難であろう。

以上、本節ではコンピュータ文の述語名詞における不定冠詞の有無について関口がどのような意味記述を提示しているかを概観し、関口が導入する諸概念に関する問題点を指摘した。もっとも、この指摘は「社会組織から生ずる人間の範疇」や「性質」といった概念それ自体が不適当であることを意味するものではない。これら諸概念を含んだ意味記述が解釈上の指針として有用である点はずでに確認したとおりである。重要なのはあくまで、関口が導入する諸概念がそのまま言語産出上の直接的な指針としては通用しづらく、その潜在的な価値を真の実用性へとつなげるためには、橋渡しとなる何らかの手立てが必要とされるという点である。また、日本語を母語とする学習者にとって何がとりわけ助けになるかという点に着目した場合、橋渡しとなるべき手立ては日本語の知識を活用できるものであるのが望ましいであろう。次節では、そうした手立ての実現に向けた試みの一端を示す。

#### §4 語彙意味論的手法の導入—日本語の形態統語現象に基づく予測の試み—

前節までの議論を踏まえ、本節では関口が導入する諸概念の具体的な現れとして理解できるような日本語上の形態統語現象に着目する。その上で、語彙意味論の知見に基づき、日本語コンピュータ文に各種の形態統語テストを適用した場合の容認性判断を手がかりとして、対応するドイツ語コンピュータ文における不定冠詞の有無を適切に予測することを試みる。なお、本稿が念頭に置く語彙意味論とは、複数の語彙が共通して示す文法的な振舞いをそれら語彙に共有される一般性の高い構造的な意味特徴という観点から体系立てて説明しようとする

言語学上のアプローチのことを指しており、その実践例は Jackendoff (1990), Levin & Rappaport Hovav (1995), 影山 (1996) などに見出すことができる。以下、4.1 節では「社会組織から生ずる人間の範疇」という概念について考察した上で、無冠詞用法の予測を可能とさせる認定基準を提案し、その有用性を示す。同様に、4.2 節では「性質を述べる」という概念ならびに不定冠詞用法の予測を可能とさせる認定基準を検討する。

#### § 4.1 「社会組織から生ずる人間の範疇」という概念の認定

本節では、「社会組織から生ずる人間の範疇」という概念の認定方法を検討する。この問題に取り組むにあたっては、まず、そもそも「社会組織から生ずる人間の範疇」とはいかなる概念か、という点を明らかにする必要があるだろう。そして、大ざっぱに考えるならば、社会組織から生ずる人間の範疇とは恒常的な性質を有し、かつ、意思に基づいて放棄することが原理的に可能なものである、と特徴づけることができる。この特徴づけが当てはまる日本語名詞は、影山 (1999) が指摘するとおり、「元-」という形態素や「～をやめる」という動詞と意味的に整合する。実際、(8a) に見るとおり「教師」、「警官」、「弁護士」といった名詞からは「元教師」、「元警官」、「元弁護士」といった複合語を形成することが可能であり、また、(9a) に見るとおり「教師をやめる」、「警官をやめる」、「弁護士をやめる」といった表現はいずれも適格である。これに対し、「迷子」、「歩行者」、「来客」といった、一過性の出来事に関するだけで上述の特徴づけとは無縁の意味内容を表わす名詞は、(8b) に見るとおり「元-」とは整合的でなく、また、(9b) に見るとおり「～をやめる」という動詞とも相容れない。

- (8) a. 元教師／元警官／元弁護士  
 b. ?? 元迷子／?? 元歩行者／?? 元来客
- (9) a. 教師をやめる／警官をやめる／弁護士をやめる  
 b. ?? 迷子をやめる／?? 歩行者をやめる／?? 来客をやめる

以上の点を踏まえ、ドイツ語コピュラ文において無冠詞用法が可能かどうか

を認定する上での基準として (10) に示す「診断 1」を提案することができる。

- (10) 診断 1: 日本語コピュラ文「A は B だ」を「A は元 B だ」や「(A は) B をやめる」という表現に置き換えた場合に意味的に自然であるならば、対応するドイツ語コピュラ文 „A ist B“ の B は無冠詞名詞で実現され、意味的に不自然であれば „A ist B“ の B は原則として無冠詞名詞で実現されない。

以下, (11), (12) はこの診断法の適用例である。

		「元 - 」	「~をやめる」
(11) a.	議長	OK	OK
b.	ヒンドゥー教徒	OK	OK
c.	共産主義者	OK	OK
d.	嘘つき	??	??
e.	ベジタリアン	OK	OK
f.	天才	??	??
(12) a.	Er ist Vorsitzender.		
b.	Er ist Hindu.		
c.	Er ist Kommunist.		
d. ??	Er ist Lügner.		
e.	Er ist Vegetarier.		
f. ??	Er ist Genie.		

「議長」, 「ヒンドゥー教徒」, 「共産主義者」, 「ベジタリアン」といった名詞は (11a), (11b), (11c), (11e) の OK 印が示すとおり「元 - 」や「~をやめる」と意味的に整合することから「社会組織から生ずる人間の範疇」表現として認定することが可能である。(10) の診断 1 にしたがうならば、対応するドイツ語コピュラ文の述語名詞は無冠詞であることが予測される。実際、その予測は正しく、(12a), (12b), (12c), (12e) に見るとおり、述語名詞としての *Vorsitzender*,

*Hindu, Kommunist, Vegetarier* は無冠詞で用いられる。これに対し、「嘘つき」、「天才」といった名詞は、(11d), (11f) の ?? 印が示すとおり「元-」や「～をやめる」と意味的に整合しないことから「社会組織から生ずる人間の範疇」の概念には関係しないものと判断できる。この場合、診断1から、対応するドイツ語コピュラ文において述語名詞は無冠詞用法になじまないことが予測される。実際、(12d), (12f) に見るとおり *Lügner, Genie* については無冠詞用法が容認されない。このように、診断1はドイツ語コピュラ文の述語名詞がどのような場合に無冠詞であるかを予測する上で有用であると考えられる。

#### § 4.2 「性質を述べる」という概念の認定

4.1 節で「社会組織から生ずる人間の範疇」という概念ならびに無冠詞用法の予測について検討したのに続き、本節では「性質を述べる」という概念の認定方法について検討する。そもそも「性質」とは何か、ということ考えた場合、一つの特徴として、性質は一般に段階性や程度差を有し、かつ、内在的であり得る、という点が挙げられる。その特徴の現れとして、該当する日本語名詞は、(13a) の諸例が示すとおり「根っからの」、「大(だい)の」いった修飾表現と意味的に整合する。一方、「性質」という概念に関係するとは考えにくい名詞は、(13b) に見るとおり、同様の修飾を受け付けない。

- (13) a. 根っからの役者, 根っからの悪人, 大の甘党, 大の映画好き  
 b. ?? 根っからの見物人, ?? 根っからの乗降客, ?? 大の歩行者

この点を踏まえ、ドイツ語コピュラ文において不定冠詞用法が可能かどうかを認定する上での基準として (14) に示す「診断2」を提案することができる。

- (14) 診断2: 日本語コピュラ文「AはBだ」を「Aは{根っからの/大の}Bだ」という表現に置き換えた場合に意味的に自然であるならば、対応するドイツ語コピュラ文 „A ist B“ のBは不定冠詞付きの名詞として実現される。

以下、(15), (16) はこの診断法の適用例である。

- |         |                           | 「根っからの／大の」 |
|---------|---------------------------|------------|
| (15) a. | 商売人                       | OK         |
| b.      | ヒンドゥー教徒                   | OK         |
| c.      | 議長                        | ??         |
| d.      | 意気地なし                     | OK         |
| e.      | 共産主義者                     | OK         |
| f.      | 外務大臣                      | ??         |
| (16) a. | Er ist ein Kaufmann.      |            |
| b.      | Er ist ein Hindu.         |            |
| c. ??   | Er ist ein Vorsitzender.  |            |
| d.      | Er ist ein Feigling.      |            |
| e.      | Er ist ein Kommunist.     |            |
| f. ??   | Er ist ein Außenminister. |            |

(15a), (15b), (15d), (15e) が適格であるのに対し、(15c), (15f) は不自然であることから、診断 2 にしたがうならば、前者 4 例に対応するドイツ語名詞を含んだコピュラ文において不定冠詞用法は適格である一方、後者 2 例に対応するドイツ語名詞を含んだコピュラ文において不定冠詞用法は不自然であるということが予測される。実際、その予測は正しく、(16) に見るとおり述語名詞としての *Kaufmann*, *Hindu*, *Feigling*, *Kommunist* は不定冠詞用法と整合的である一方、*Vorsitzender*, *Außenminister* は原則的に不定冠詞用法と相容れない。このように診断 2 は、どのような名詞が「性質を述べる」場合に用いられやすいかということを把握する上で有用な目安になり得ると考えられる。

なお、4.1 節および本節で具体例として取り上げた「共産主義者」という日本語名詞については、「大の共産主義者」という表現だけでなく「元共産主義者」「共産主義者をやめる」という表現も可能であることに注意されたい。この事実は、一部の名詞が「社会組織から生ずる人間の範疇」表現としても「性

質を述べる」場合の表現としても相応しいということを示している。このことは、2 節の (2c) および 3 節における関口の意味記述を通じて確認した事実、すなわち、ドイツ語コピュラ文においては *Er ist Kommunist* のような無冠詞用法と *Er ist ein Kommunist* のような不定冠詞用法がともに容認される場合があるという事実とちょうど符合する。日本語名詞「共産主義者」が本稿で提案された 2 通りの診断において自然と判断される一方、ドイツ語名詞 *Kommunist* が無冠詞用法と不定冠詞用法のいずれとも整合的であるということからは、両言語間で対応し合う二つの名詞が意味的に複雑ないし多面的であり、その点において共通しているということが確認できる。

以上、4.1 節および本節では、関口の意味記述に用いられる諸概念を言語産出面における実用的な指針へとつなげる上で日本語の知識を活かした認定基準が有用であることを論じ、2 通りの形態統語テストを提案した。

## §5 結語

本稿では、コピュラ文を具体的な分析対象として取り上げた上で、この表現形式における不定冠詞の有無という、学習者にとっては把握が困難な問題に関する関口の説明を批判的に検討した。さらには、関口の意味記述を言語産出上の実用的な指針へとつなげるための橋渡しとして、日本語上の形態統語現象を活かした 2 通りの診断法を提案した。なお、誤解を避けるために重ねて述べると、関口の意味記述は詳細である上にドイツ語における冠詞の用法に関して重要な指摘を数多く含んでおり、その点において高く評価されるべきであることは確かであると思われる。ただし、関口の功績に対する適切な評価は、関口の意味記述がそもそも何を主眼としているのか、また、その帰結として、とりわけいかなる側面において本領を発揮するのか、という点を正確に見据えた上でなされるべきであろう。そして、以上の点を踏まえた場合、関口が導入するさまざまな概念が主に解釈面での指針としては有用である一方、表現面での直接的な指針としては通用しづらいという点には十分な注意が払われてよいと思われる。言語現象を記述する道具立てとしての諸概念があらゆる側面において有用であるとは限らない以上、その取り扱いには慎重さが求められて然るべき

であり、また、この点において、認定が困難な諸概念を前面に押し出すばかりの説明方法は、少なくとも、自らドイツ語で何事かを表現しようとする初学者にとってはおよそ現実的とはいえないであろう。学習者にとっての言語産出上の利便性を真に追求するのであるならば、中核的な諸概念に関する把握を少しでも可能ならしめるような具体的な補助手段が模索されてよいはずである。本稿で示した提案がそうした取り組みに弾みをつける上での端緒となることを願ってやまない。

最後に、本稿で論じなかった点に触れておくと、コンピュータ文における不定冠詞の有無は、4節で提案された診断1および診断2の組み合わせで予測しきれるわけではなく、事例によっては2通りの診断を適用する上での前提が満たされていない場合がある。これは、換言するならば「社会組織から生ずる人間の範疇」という特徴づけとも「性質を述べる」という特徴づけとも相容れない事例があるということに等しく、そうした事例における不定冠詞の有無を正しく予測するためには診断1および診断2とは別の手立てを講じる必要がある。この点に関する具体的な提案については、別稿にて論じる予定である。

#### 主要参考文献

影山太郎 (1996): 『動詞意味論』 東京, くろしお出版.

影山太郎 (1999): 『形態論と意味』 東京, くろしお出版.

関口存男 (1958): 『ドイツ語冠詞入門』 東京, 三修社.

関口存男 (1961): 『冠詞—意味形態的背景より見たるドイツ語冠詞の研究—第一三巻 無冠詞篇』 東京, 三修社.

Jackendoff, Ray (1990): *Semantic Structures*. Cambridge, Mass.: MIT Press.

Levin, Beth & Rappaport Hovav Malka (1995): *Unaccusativity –At the Syntax-Lexical Semantics Interface*. Cambridge, Mass.: MIT Press.